

「千葉市自転車を活用したまちづくり推進計画（案）」に係るパブリックコメント手続等の実施について

千葉市では、平成29年7月に施行した、「千葉市自転車を活用したまちづくり条例」に基づき、自転車を活用したまちづくりを総合的に推進するための取組みをまとめた「千葉市自転車を活用したまちづくり推進計画（案）」を作成しました。

つきましては、この案に対するパブリックコメント手続による意見募集を実施するとともに、併せて自転車を活用したまちづくりの将来イメージに関する市民意見募集を行いますので、お知らせします。

1 趣 旨

本市は、全体に平坦な地形で、自転車を日常的に利用しやすく、また海辺や河川、里山など自転車で巡る地域資源にも恵まれています。

自然環境への負荷が少なく、健康を増進し、地域の活性化にも貢献しうる自転車は、一般的なシティ車だけでなく、スポーツ車や電動アシスト自転車など多様化が進み、より楽しく、より便利な移動手段として、子どもたちから高齢者まで、幅広く利用されています。

そこで本市では、自転車をまちづくりの各分野で積極的に取り入れるとともに、走行環境などの整備や、歩行者、自転車利用者、自動車運転者が安全で快適に道路を利用できるようルール遵守、マナー向上の取組みを進めていくため、“自転車を活用したまちづくり”を、条例で謳う3つの視点である「自転車の特性等を踏まえた活用と利用促進」、「自転車を利用する環境の整備」及び「交通安全の確保等」に沿って、取組みを進めていきます。

2 パブリックコメント手続

(1) 公表期間

平成30年2月17日（土）～3月16日（金）

(2) 公表方法

ア 市ホームページへの掲載

イ 市内施設での閲覧及び配布

政策企画課（市役所本庁舎5階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、

各区役所地域振興課、市図書館

(3) その他

「千葉市自転車を活用したまちづくり推進計画（案）」に係るパブリックコメント手続に併せて、「自転車を活用したまちづくりの将来イメージ」に関する市民意見の募集を実施。

3 意見の募集

(1) 募集期間

平成30年2月17日（土）～3月16日（金）※必着

(2) 意見内容

①千葉市自転車を活用したまちづくり推進計画（案）に対する意見

②自転車を活用したまちづくりの将来イメージへの意見

※①②両方、もしくはどちらか1つのみの意見提出も可能。

(3) 提出方法

提出する意見（上記①②の名称及びその内容）、氏名または団体名（ふりがな）、住所、電話番号及び電子メールアドレス等の連絡先を明記のうえ、次のいずれかの方法により送付又は持参。

※②について意見を提出する場合は、上記の事項に加え、希望する施設無料券（「千葉市動物公園」、「千葉市花の美術館」、「千葉ポートタワー」のいずれか1カ所）を記載。応募者多数の場合は抽選。）

ア 郵 送 千 260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所政策企画課
イ FAX 043-245-5534
ウ 電子メール kikaku.POC@city.chiba.lg.jp
エ 持 参 政策企画課（市役所5階）、各区役所地域振興課

4 市民への周知

- (1) ちば市政だより 2月号掲載
- (2) 市ホームページ 平成30年2月17日公開
【URL】 http://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/sogoseisaku/kikaku/bicycleplan_public.html

5 意見等の公表

- (1) 「千葉市自転車を活用したまちづくり推進計画（案）」への意見の概要とその意見に対する市の考え方は、平成30年3月下旬に市ホームページで公表する予定です。
- (2) 「自転車を活用したまちづくりの将来イメージ」への意見は、本計画や市ホームページに掲載する予定です。
※住所、氏名等の個人情報は公表しません。

6 今後のスケジュール

平成30年3月下旬 意見公募実施結果の公表
千葉市自転車を活用したまちづくり推進計画の策定・公表

7 添付資料

- (1) 千葉市自転車を活用したまちづくり推進計画（案）の概要
- (2) 千葉市自転車を活用したまちづくり推進計画（案）
- (3) 「自転車を活用したまちづくりの将来イメージ」への意見募集